

住宅の応急修理について (日常生活に必要な最小限度の部分の修理 R7. 10. 29 修正版)

令和6年1月1日に災害救助法が適用されたことを受け、高岡市では「住宅の応急修理の支援」を実施します。当支援の概要は次のとおりです。

1 対象世帯

災害により被害を受けた住家が災証明書で、「大規模半壊」の判定を受けた方又は「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の判定を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方。なお「準半壊に至らない（一部損壊）」は支援の対象外ですのでご了承ください。

※ 自らの資力では応急修理をすることができない方の定義は定められておりません。ある程度収入があっても支出が多い方は対象になる場合があります。

※ 既に応急修理に着手されていても支払い前であれば対象になる場合があります。

※ 災証明書において、「全壊」と判断された住宅についても、修理により引き続き居住が可能となる場合は、制度の対象となります。

2 対象工事

屋根や床、壁、窓、台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理が対象です。(床の間、物置、車庫、空き家、外構、家電製品は対象外です)

なお、工事の完了期限は令和8年10月30日(金)です。
(令和7年10月31日から延長されました。)

※ やむを得ない事情により工事完了が間に合わない場合、個別にご相談ください

※ ドアや住宅設備等を修理する場合、従前より仕様が上がるグレードアップは補助対象となりません。

3 費用の限度額

・ 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合 : 706,000円以内

・ 準半壊の場合 : 343,000円以内

※ 費用は市から修理業者に直接支払います。

※ 限度額を超える部分は、自己負担となります。

4 申請について

・ 申請手順 : 別添の「住宅の応急修理の手続き及び流れ」をご確認ください

・ 申請書 : 下記に掲載されています(富山県のHP)

<https://www.pref.toyama.jp/1200/bousaianzen/saigai/20240103.html>

5 相談・申請窓口について

・ 高岡市役所6階 都市創造部 建築政策課

・ 電話 : 0766-20-1429 (平日 8:30~17:15) FAX : 0766-20-1477

・ メール : kentiku@city.takaoka.lg.jp